

第一次大戦前後のドイツにおける 「新中間層」と労働運動(Ⅲ)

小林, 栄三郎

<https://doi.org/10.15017/2244504>

出版情報 : 史淵. 101, pp.63-91, 1969-11-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

第一次大戦前後のドイツにおける

「新中間層」と労働運動 (三)

小林 栄三郎

五

一九一八年一月に生まれたドイツ共和国は、一九三三年一月三〇日ナチスの政権獲得まで、わずかに一四年あまりの短命に終わった。ワイマル期とよばれるこの一四年間は経済および政治の面から三期に分けてみることが適切であろう。第一期（一九一八年一月——一九二三年一月）は混乱期で、経済的にはインフレが高まり、政治的には暴動・暗殺があいつぎ、とりわけ一九二三年にはインフレのあらしが荒れくるった。第二期（一九二三年一月——一九二九年末）は相対的安定期で、インフレはおさまり、世界的好況の影響下にドイツは復興し、政治的にもブルジョア民主政がいちおう軌道に乗った観があった。第三期（一九三〇年——一九三三年）は動揺期で、世界的不況の影響下に農業・工業・金融の恐慌によって、政治的にもワイマル体制は崩れ去る。ここではまず第一期における「新中間層」と労働運動との関係をかえりみよう。

一九一八年一月三日キール軍港における水兵と労働者とのデモを發したドイツ一月革命は、この国の民間職員および公務員の組織と運動形態とに大きな影響をおよぼすことになった。これらの組織は、これまでみてきたように政府の戦争政策に協力してきた。ドイツの民間職員組織のなかでも思想的に最も保守的傾向の強かったのは、ハンブルクに本

部をもつ「ドイツ国民商店員組合」Deutschnationaler Handlungsgewerkschaften-Verbandであつた。この組合はちぎて記したように一八九三年の創立で、当初から社会民主党に対立する立場をとり、「カイザーとライヒ」(Kaiser und Reich)への忠誠をとなえ、民族主義と反ユダヤ主義を高くかかげていた。東ドイツで出版された「ドイツのブルジョア政党」(一九六八年刊)のなかでこの組合の項を執筆しているヴェルナー・フリッツェ(Werner Fritsch)はつぎのように書いている。——第一次世界戦争におけるドイツ帝国主義の敗北と十一月革命の勃発とは、ドイツ軍国主義支持をめざすDHV(ドイツ国民商店員組合)の排外主義的(chauvinistisch)政策の破産を意味するものでもあつた。DHVに組織されてきた職員のうち、他のすべての勤労者と同じように戦争の重荷にひどく苦しみ、高い血の犠牲をはらわねばならなかつた部分は、労働者運動(die Arbeiterbewegung)に共鳴しはじめ、DHVの政治的態度の変更を要求した。多くの組合員(viele Mitglieder)が一九一八年にDHVを脱退し、社会民主党系の「職員中央連合」Zentralverband der Angestelltenに加盟した。組織の存立を救うためにDHVの指導部は、DHVをこのも完全にブルジョア的な職員労働組合(Angestellengewerkschaft)に変えざるをえなかつた。DHVは「ドイツ工業商業使用者・被使用者中央アルハイムズ・イン・シヤント」Zentralarbeitsgemeinschaft der industriellen und gewerblichen Arbeitgeber und Arbeitnehmer Deutschlandsに加盟し、一九一八年一月末に創立された「ドイツ民主労働組合同盟」Deutschdemokratischer Gewerkschaftsbundに加わつた。この連合は一九一九年に「ドイツ労働組合同盟」Deutscher Gewerkschaftsbundとなつた。DHVは一九一九年ライプツヒヒにおける組合大会で採択された新規約のなかで、もはや単に『職業組合』(Berufsverband)と自称せず、『商業職員労働組合』(Gewerkschaft kaufmännischer Angestellter)と名づけた。ゆゑは『ドイツ商業従業員労働組合』(Gewerkschaft der deutschen Kaufmannsgewerkschaft)と自らを称した。規約のなかでDHVの主要目的として、商業従業員の経済的社会的状態の改善が宣言された。この目的を達成するための主要手段は、『使用者』(Arbeitgeber)との交渉(労働協約の締結)であるとされ

た。それと同時にD H Vはストライキを敵視する従来の態度を放棄し、経済的ストライキを『最後の手段』として承認した。一九一九年四月四日D H V幹部会はストライキ諸原則を決定し、そのなかで幹部会の承認をえたストライキ闘争にたいして組合員に財政的援助が約束された⁴⁷——というのである。

このばあいフリッチュは「一九二〇年ドイツ国民商店員年報」Jahrbuch für Deutschnationale Handlungsgehilfen 1920およびD H Vの機関紙「ドイツ商業の護り」Deutsche Handelswachtを史料として使っている。私はまだこれらの文献を見ることができなかったので、フリッチュを批判しえないが、フリッチュは「多くの組合員が一九一八年にD H Vを脱退し……」（傍点小林）⁴⁸といいつながら、その数を（たとえ大略の数にもせよ）具体的に示してはいない。さきに見たようにD H Vの組合員は一九一一年一二一、〇三二名（うち職員一一四、一一七名）であった。西ドイツのイーリス・ハーメルの「民族的組合と国民的労働組合——一八九三年から一九三三年にいたるドイツ国民商店員組合」（一九六七年刊）は一九三一——三二年に発行された「国際労働組合制度辞典」によるとしてD H Vの組合員数をつぎのように記している。

一九一八年	一四七、六九八
一九一九年	二〇七、八〇二
一九二一年	二六四、三六七
一九三一年	四〇九、〇二二

しかし、これらの数字によっても一九一八年にD H Vを脱退した人数はわからない。それにしても一九一八年の敗戦およびドイツ一月革命がD H Vのような右翼の組合にたいしてさえ従来の方針の改変を強く迫ったことは意味の深い事実である。こうしてD H Vは、フリッチュの表現によれば、「完全にブルジョア的な職員労働組合」に脱皮したのであった。すなわち従来はあくまで「労働組合」と一線を画し、自分たちは商業職員という職業の特殊性によって、ストライキとい

う闘争手段はとらないのだ、としていたのに、今や「労働組合」と自称し、ストライキを肯定する。もちろんそのストは「経済的スト」であり、それもどうしてもやむをえないばあいの「最後の手段」であるときれる。最も保守的な民間職員組織であったDHVですら、こうした態度の変更を迫られたところに時代の大きな推移があったといわねばならぬ。

一九一八年一月二五日、民間職員組合の三つの「アルバイツゲマインシャフト」が労働組合の上部組織とともに、ドイツの代表的な使用者団体とのあいだに協定をむすんだ。三つのアルバイツゲマインシャフトは、さきに述べた「商業職員組合アルバイツゲマインシャフト」、「自由職員組合アルバイツゲマインシャフト」、「技術職員組合アルバイツゲマインシャフト」である。労働組合の上部組織は社会民主党系の「ドイツ労働組合総委員会」(Generalkommission der Gewerkschaften Deutschlands)・キリスト教系の「ドイツ・キリスト教労働組合総連合会」(Gesamterverband der christlichen Gewerkschaften Deutschlands)・ブルシュ・ドアンカー系の「ドイツ労働組合連合」(Verband der deutschen Gewerkschaften)であった。この協定は「アルバイツゲマインシャフト協定」(Arbeitsgemeinschaftsabkommen)とよばれる。このように書かれている。——下記の大使用者団体は被使用者の労働組合 (die Gewerkschaften der Arbeitnehmer) とこの協定を協定する。(一)労働組合は労働者の適格なる代表 (berufene Vertreter der Arbeiterschaft) とこの承認される。(二)男女労働者 (die Arbeiter und Arbeiterinnen) の団結の自由を制限することは許されない。(三)使用者および使用者団体は事業所組合 (いわゆる経済平和組合) die Werkverine (die sogenannten wirtschaftsfriedlichen Vereine) を今後まったく放置し、これを間接にも直接にも援助しない。(四)軍務から帰還する被使用者はすべて、届出の後ただちに、戦前の職場に復帰する請求権をもつ。間係ある使用者・被使用者団体は、原料および注文を調達してこの義務が完全に履行されるように努力する。(五)職場紹介を共同に規制し、労使対等に管理すること。(六)全男女労働者の労働条件は当該商工業の事情に応じて、被使用者の職業団体 (die Berufsvereinigungen) との団体協約によって決定されねばならない。これにかんする交渉は遅滞なく開始され、べき

るかぎり迅速に結着されねばならない。(七) 従業員五〇名以上の労働者をもつ各企業に一つの労働者委員会を設置する。この委員会は従業員を代表し、当該企業の状態が団体協約の定めるとおりに規制されるように、企業家と共同して監視しなければならぬ。(八) 団体協約には同数の被使用者代表と使用者代表より成る調停委員会あるいは仲裁機関 (Einschlichter) を設けるように配慮せねばならない。(九) 一日の通例の労働時間の最大限は、すべての企業について八時間と決定する。労働時間をこのように短縮することによる報酬の削減は許されない。(一〇) 以上の協定を履行するため、また被使用者とりわけ戦争重傷者の復員・経済生活維持・生存可能性確保の必要上とるべき措置を規制するため、職業別の下部構造をもち労使同数の基礎にもとづく中央委員会を設置する。(一一) なお、とくに賃金関係および労働関係の団体的規制にあたって原理的問題が発生するばあいにはそのような原理的問題を裁定すること、ならびにいくつかの職業グループに同時に関係する紛争を調停することも、前項の中央委員会の任務とする。中央委員会の裁定は、一週間以内の問題となつてゐる双方の職業団体のいずれか一方による異議申立てのないかぎり、労使双方にたいして拘束力をもつ。(一二) 本協定は署名の日に発効し、他の法的規制を留保しつつ、双方の三カ月の解約告知あるまでは有効である。⁵⁰⁾

以上一二条のあとに「本協定は使用者団体と職員組合 (die Angestelltenverbände) とのあいだの関係についても原意どおりに (sinngemäss) 適用されるものとする」と付記してゐる。このように最後にわざわざ言葉が通常「職員」したのは、この協定に用いられた「労働者」(Arbeiter, Arbeiterinnen, Arbeiterschaft) という言葉が通常「職員」を含まないものとして使われているから、ここではそうした通例の用語法とちがって職員をも含むことを明白にしたのである。これまで一般の労働者から区別されたものとして自分たちを規定していたドイツのホワイト・カラーにとつて、この協定は大きな意味をもつ。もちろん、東ドイツの「日付ドイツ史」(一九六七年刊) はこの「アルバイツゲマインシャフト協定」をつぎのように酷評している。——独占の殿方 (die Monopolherren) すなわちクルト・ゾルゲ、シュテインネス、ハンス・フォン・ラウマー、ジーマンス、ラーテナウ、ボルジツヒなどは、右派社会民主党系の、およびブル

ジョアの労働組合リーダーすなわちレーギエン、アーダム・シュテーターガーヴァルト (Adam Stegerwald) などの「アルバイツゲマインシャフト協定」で、労働組合、団結権、団体協約、八時間労働導入を承認する義務を負った。労働組合のリーダーたちは、これらの要求がすでに大衆によってたたかいられたのに、そうした要求の貫徹を自分たちの交渉戦術の成功として提示している。かれらは「経済生活維持」(Aufrechterhaltung des Wirtschaftslebens)——じつは資本制的所有・権力関係の維持——のため、紛争調停その他のために、企業家団体とともに、ドイツ商工業使用者・被使用者中央委員会なるもの(中央アルバイツゲマインシャフト)を設置する。この中央委員会は「階級平和」(Klassenfriede)を宣伝するのであって、プロレタリアートの大衆活動を麻痺させる使命をもつ——というのである⁶¹。

たしかにこの協定で承認された諸条項は長期にわたる労働者の闘争によって事実上すでにたたかいられていたものであり、協定はそれをダメ押しして明確に使用者がわに承認させたものにすぎない。また、ここに承認された条項は要するに資本主義の体制内のものであって、社会主義革命をめざす立場からいえば一九一八年一月段階におけるこうした協定は資本家の存続を肯定するものであり、その意味においてむしろ革命的高揚にブレーキをかける機能をはたすものにほかならない。しかし、ドイツのホワイト・カラー運動史からいえば、あくまで体制内の視点ではあるが、やはり一期を画するものであった。換言すれば、それほどに職員層の運動は意識・組織・運動形態などの点で遅れていたのである。ギェンター・ハルトフィールはつぎのように評価している——労働組合的理念の勝利 (der Sieg der gewerkschaftlichen Idee)は、一九一八年一月一日に三つの職員アルバイツゲマインシャフトが労働者の労働組合上部組織と共同で「ドイツ使用者団体連合」(Vereinigung deutscher Arbeitgeberverbände)その他二〇の使用者団体と協定を結んだとき、職員運動 (die Angestelltenbewegung) のなかでも達成されるように見えた。第一項で「労働組合は労働者の適格なる代表として承認される」と宣言したこの協定によって、いっしょに署名した職員アルバイツゲマインシャフトもまた、使用者にたいする地位において原理的に労働者の労働組合と等置されたのである。使用者のがわから労働者および職員にた

いして労働組合を適格なる被使用者代表として承認したことのほかに、「無制限の団結権」、「すべての経済部門における団体協約の締結」、「一日の通例の労働時間の最大限を八時間と決定すること」、「五〇名以上の従業員をもつ全企業に労働者委員会および職員委員会を設置すること」、そして——つぎの協定はとりわけ職員にとって大きな重要性をもつものであった——「使用者が経済平和組合（事業所組合）にたいするいかなる援助をも放棄すること」が保障された。この協定が職員における組合制度の形成におよぼした結果はまもなく顕著になった⁸²——というのである。すなわち職員組合が他の被使用者組織と等置されて労働組合として承認されたことは、これまで労働者階級でなく、「職員」という職業的階層の視点に立って方向づけられていた職員組合（ハルトフィールの表現では die berufständisch orientierten Angestelltenverbände）にたいして完全な新しい方向づけ（eine völlige Neuorientierung）を要求するものであった。

ハルトフィールがここで十一月五日の協定の諸条項を整理してカッコつきで表現している言葉は、協定の原文どおりではない。たとえば、ハルトフィールは「五〇名以上の従業員をもつ全企業に労働者および職員委員会を設置すること」（„Einsetzung von Arbeiter- und Angestelltenausschüssen in allen Betrieben mit mindestens 50 Beschäftigten“）と書いているが、協定原文ではなきに述べたように「従業員五〇名以上の労働者をもつ各企業に一つの労働者委員会を設置する」云々（Für jeden Betrieb mit einer Arbeiterschaft von mindestens 50 Beschäftigten ist ein Arbeiterausschuss einzusetzen,……）となっている。またハルトフィールは「完全な新しい方向づけ」というけれども、社会主義社会の実現を要求する陣営から見れば、新方向といってもあくまで体制内の方向にすぎないであろう。しかし、そうした限界のなかではやはり、ドイツ職員層の組合運動として新段階に入ったということができよう。

同じく一九一八年十一月五日づけをもつヘルリン労働組合ロヒシオン（Gewerkschaftskommission Berlins）は、ただちに労働者および職員委員会（die Arbeiter- und Angestelltenausschüsse）を解散し改選するべきのように告知した——

労働者・兵士評議会の執行評議會は告知する。

「大ベルリンの諸企業にはたらく全従業員の経済的利益を代表することは、自由労働組合の任務である。ヘルリンおよび周辺労働組合コミシオンの委員会 (Ausschuss der Gewerkschaftskommission Berlins und der Umgebung) は必要な全措置をおこなう権限を有する。」

このために労働組合コミシオンはつぎの布告を発表する。

「大ベルリンの諸企業における現存の労働者および職員委員会はここに解散される。すべての企業において、委員会がこれまで存在しなかったところにおいても、労働者および職員委員会の新選挙がおこなわれねばならない。選挙の準備および管理は、自由労働組合の役員 (Vertrauenspersonen) によってただちに構成されるはずのコミシオンによりおこなわれる。

(中略) 労働者あるいは (bzw.) 職員の全労働関係の規制、とくに労働時間・賃金支払などの規制は (労働者および職員) 委員会の権限にぞくする。選挙の仕事をする任務は、当該企業にはたらく労働者評議會 (Arbeiterrat) のメンバーに任せることができる。また労働者評議會メンバーは労働者委員会あるいは (bzw.) 職員委員会 (Arbeiter- bzw. Angestelltenausschuss) に選出されることのできる。

五〇人未満の労働者あるいは職員をもつ企業も同じように一つの労働者委員会 (ein Arbeiterausschuss) を、同じ原理にしたがって選挙することができる。

労働者委員会の委員数は、選挙の準備にあたるべきコミシオンが決定する。

二〇才以上の全男女従業員は選挙権および被選挙権をもつ。

労働者委員会または職員委員会 (der Arbeiter- oder Angestelltenausschuss) が選挙されると、同委員会はただちに企業内の将来の労働関係の規制について当該自由労働組合と連絡しなければならない。労働者委員会が必要と考

える一切の措置は当該の労働組合組織 (die zuständige Gewerkschaftsorganisation) の承認を要する。

(中略)

ベルリン、一九一八年一月一日

ベルリンおよび周辺労働組合コミッション委員会

被委任者 A・ケルステン (Im Auftrage: A. Körsen)⁽²³⁾

ここで「労働者および職員委員会」といったり、「労働者委員会あるいは職員委員会」、「労働者委員会または職員委員会」といったりしているのは、労働者と職員を別の委員会組織にするか、それとも労働者と職員とを同一の委員会にするか、選択の余地を残したのではないかと思われる。

六

ハルトフィールは一九一九——一九三三年のドイツ労働運動の組織図式 (Organisationsschema) なるものをかかげている。これはドイツの労働組合を社会主義的労働組合 (sozialistische Gewerkschaften)、キリスト教的民族的労働組合 (christlich-nationale Gewerkschaften)、自由主義的民族的労働組合 (freiheitlich-nationale Gewerkschaften) に大別し、それぞれをまた労働組合、民間職員組合、公務員組合に分けて一九二六年末の組合員数を記したものである。

(a) 社会主義的労働組合

自由労働組合的な組合グループ die freigewerkschaftlichen Verbandgruppen (四、五〇三、〇九六名)

- (b)
- 全ドイツ労働組合同盟 Allgemeiner Deutscher Gewerkschaftsbund (加盟 二三八組合 三九三、九三一名)
 - 全自由職員組合 Allgemeiner freier Angestelltenbund (加盟 一四組合 四〇一、五五五名)
 - 全ドイツ公務員組合 Allgemeiner Deutscher Beamtenbund (加盟 一二三組合 一六六、六一〇名)
- キリスト教的民族的労働組合

- (c)
- ドイツ労働組合同盟 Deutscher Gewerkschaftsbund (一、二七六、一八五名)
 - ドイツ・キリスト教労働組合総連合会 (加盟 一九組合 六四三、五〇八名)
 - Gesamtverband der christlichen Gewerkschaften Deutschlands
 - ドイツ職員労働組合総連合会 Gesamtverband Deutscher Angestellten-Gewerkschaften (加盟 一三組合 四二九、七〇〇名)
 - ドイツ公務員労働組合総連合会 Gesamtverband Deutscher Beamten-Gewerkschaften (加盟 二六組合 三〇二、九七七名)

(c) 自由主義的民族的労働組合

ドイツ労働者・職員・公務員組合の自由主義的民族的労働組合連盟 Freiheitlich-nationaler Gewerkschaftsring
Deutscher Arbeiter-, Angestellten- und Beamtenverbände (四七〇、八〇三名)

- ヒルシュ・ドマンカー派ドイツ労働組合連合 (加盟 二一〇組合 一六三、四五一名)
- Verband der Deutschen Gewerksvereine H.-D. (加盟 二一〇組合 一六三、四五一名)
- 職員労働組合連合 Gewerkschaftsbund der Angestellten (一七五、三五一二名)
- ドイツ公務員組合連盟 Ring Deutscher Beamtenverbände (加盟 五組合 三三、〇〇〇名)

ここにあげられた組合員数は右記のように一九二六年末のものが、一九二五年刊の「ドイツ国統計年報」には一九二〇年および一九二一年の組合員数が記されている。このリストはハルトフェールのような社会主義的、キリスト教的民族的、自由主義的民族的の三分類法には全く関係なく、また公務員組合をふくまず、民間職員組合のみについて組合名、本部所在地、組合員数、そのうちの職員数(すなわち独立経営者でないもの数)および婦人数、組合支部の数をあげてゝる。

(一) 混合職種職員組合

「職員労働組合連合」Gewerkschaftsbund der Angestellten (G. D. A.) (本部ベルリン)、一九二二年三〇〇三
五七名、うち職員二八三、五六八名(うち婦人五三、六六五名)、支部一、二一四。⁵⁵⁾——「職員中央連合」Zentralverband
der Angestellten (本部ベルリン)、一九二〇年三六三、五二一名(全部職員)、うち婦人一六七、二一九名、支部八〇
〇。一九二二年三一三、〇八〇名(全部職員)、うち婦人一四〇、八八六名、支部八一〇。⁵⁶⁾——「婦人商業・事務職員組合」
Verband der weiblichen Handels- und Büroangestellten (本部ベルリン、登録組合 E. V.)、一九二〇年一二二、
六七三名(全部職員)、うち婦人一二二、六七二名、支部三八四。一九二二年一〇七、八五三名(全部職員)、うち婦人一
〇七、八五二名、支部三八〇。

以上、混合職種職員組合の小計は一九二〇年組合員四九六、一九四名(全部職員)、うち婦人二九〇、〇四一名。一九二
一年組合員七三五、七九〇名、うち職員七一九、〇〇一名(うち婦人三〇二、七五三名)。

(二) 商業職員組合

「ドイツ商業職員組合連合会」Deutscher Verband Kaufmännischer Vereine (本部フランクフルト・アム・マイ
ン)、一九二〇年一九二一年ともに四〇〇、〇〇〇名、うち職員二四、〇〇〇名、支部四二。⁵⁷⁾——「一八五八年の商業職員組
合」Kaufmännischer Verein von 1858 (本部ハンブルク)、一九二〇年一〇八、二四六名、うち職員九九、五七〇名(う

ち婦人二〇、五八〇名)、支部六一〇。^部——「ドイツ商店員組合」Verband Deutscher Handlungsgehilfen (本部ライプツヒヒ)、一九二〇年一二、二二、二七名、うち職員一一五、一〇四名(うち婦人二、八三九名)、支部七五〇。——「ドイツ商人組合」Verein der deutschen Kaufleute (本部ベルリン、登録組合)、一九二〇年三九、八七〇名(全部職員)、うち婦人二二、九八六名、支部一六一。——「ドイツ国民商店員組合」Deutschnationaler Handlungsgehilfen-Verband (本部ハンブルク)、一九二〇年二五〇、四六九名、うち職員二四六、三〇〇名、支部一、四〇〇。一九二一年二六、四、三六七名、うち職員二六〇、二九四名、支部一、五七三。——「全ドイツ書籍商店員組合」Allgemeiner Deutscher Buchhandlungsgehilfen-Verband (本部ライプツヒヒ)、一九二〇年五、三〇〇名、うち職員四、五五〇名、支部五〇。一九二一年七、八〇〇名、うち職員七、一〇〇名、支部五〇。^部——「ブレスラウ商店員組合」Handlungsgehilfen-Verein zu Breslau、一九二〇年三、四一五名、うち職員三、二三二名(うち婦人三、一三三名)、支部九。一九二一年三、四五八名、うち職員三、一三二名(うち婦人二〇四名)、支部九。——「ドイツ商店員職業組合」Berufsverband Deutscher Kaufmannsgehilfen (本部ベルリン)、一九二一年三、四一七名(全部職員)。——「ドイツ出張商人組合」Verband reisender Kaufleute Deutschlands (本部ライプツヒヒ)、一九二〇年一七、〇一〇名、うち職員一、二一七五名、支部一〇七。一九二一年一九、九八三名、うち職員一四、一一四名、支部一〇七。——「銀行上級職員組合」Vereinigung von Oberbeamten im Bankgewerbe (本部ベルリン、登録組合)、一九二一年五、〇〇〇名、全部職員、支部三六(一九二〇年支部三五)。^{五)}——「ドイツ銀行職員組合」Deutscher Bankbeamten-Verein (本部ベルリン、登録組合)、一九二〇年五、五三〇〇名(全部職員)、うち婦人九、四四〇名、一九二一年六、二二六名(全部職員)、うち婦人二、〇〇〇名。——「全ドイツ銀行職員組合」Allgemeiner Verband der deutschen Bankangestellten (本部ベルリン)、一九二〇年一〇、〇〇〇名(全部職員)、支部八〇。一九二一年三〇、〇〇〇名(全部職員)、支部一〇〇。——「銀行職員全国組合」Reichsverband der Bankangestellten (本部ベルリン)、一九二〇年五、三三二名(全部職員)、うち婦人一、二四二名、支部

二一。一九二一年七、三七三名(全部職員)、うち婦人一、八二九名、支部三四。——「ドイツ銀行職員職業組合」Berufsverband Deutscher Bankbeamten (本部ベルリン)、一九二一年四、七二二名(全部職員)。——「ドイツ銀行現金輸送掛・技術職員全国組合」Reichsverband der Bankkassenboten und technischen Bankangestellten Deutschlands (本部フランクフルト・アム・マイン)、一九二〇年二、一一二名(全部職員)、支部二九。一九二一年三、六二四名(全部職員)、支部四八。——「ドイツ砂糖工業職員組合」Angestelltenbund der deutschen Zuckerindustrie (本部マクデブルク)、一九二〇年二、六〇四名(全部職員)、うち婦人七一名、支部九。一九二一年二、六五八名(全部職員)、うち婦人七七名、支部九。⁶⁵⁾——「ドイツ薬種・染料青年従業員組合」Verband junger Drogisten Deutschlands (本部ベルリン)、一九二〇年三、八〇〇名(全部職員)、支部五三。一九二一年四、二〇〇名(全部職員)、支部五三。以上、商業職員組合の小計は、一九二〇年組合員六三五、四八五名、うち職員六〇九、八四八名(うち婦人五六、四七二名。一九二二年組合員四二七、八二八名、うち職員四〇六、八五九名(うち婦人一四、一一〇名))。

(三) 技術職員組合

「ドイツ職長組合」Deutscher Werkmeisterverband (本部デュッセルドルフ)、一九二〇年一四三、三〇三名(全部職員)、うち婦人約一、〇〇〇名、支部一、五一七。一九二一年一五五、四〇八名(全部職員)、うち婦人約一、〇〇〇名、支部一、六三一。——「ドイツ職長同盟」Deutscher Werkmeisterbund (本部ヘッセン)、一九二〇年八、〇〇〇名(全部職員)。一九二一年一四、五四一名(全部職員)。——「ドイツ職長職業組合」Berufsverband Deutscher Werkmeister (本部ベルリン)、一九二一年一、二九七名(全部職員)。——「技術職員組合」Bund der technischen Angestellten und Beamten (本部ベルリン)、一九二〇年九、三五二名(全部職員)、支部八二八。一九二一年八九、〇五六名(全部職員)、支部八四九。⁶⁶⁾——「ドイツ技術者組合」Verband Deutscher Techniker (本部ヘッセン)、一九二〇年四、五〇〇名(全部職員)。一九二一年一〇、三二三名(全部職員)。——「ドイツ技術者職業組合」Berufsverband Deutscher

Techniker (本部ヘルリン) 一九二二年一、八一四名 (全部職員)。——「私的雇傭契約宣誓陸地測量員組合」Verband auf Privardienstvertrag angestellter vereidigter Landmesser (本部シフレーシエンのヴァルデンブルク、登録組合) 一九二〇年三五名 (全部職員)、支部一。一九二二年七〇名 (全部職員)、支部一。——「ドイツ鉱山職員全国組合」Reichsverband Deutscher Bergbauangestellter (本部ハッセン) 一九二二年七、七四〇名 (全部職員)、うち婦人五〇名。——「鉱山上級職員組合」Verband oberer Bergbeamten (本部エッヘンドルフ・バイ・ポーム) 一九二〇年一、三五六名 (全部職員)、支部六。一九二二年一、五二七名 (全部職員)、支部七。——「ドイツ捲上機技術者組合」Deutscher Fördermaschinen-Verband (本部エッセン) 一九二〇年三、〇八〇名 (全部職員)。一九二二年三、〇〇〇名 (全部職員)。——「化学・工学技術職員組合」Bund angestellter Chemiker und Ingenieure (本部ヘルリン) 一九二〇年八、〇〇〇名 (全部職員)。一九二二年一〇、〇〇〇名 (全部職員)。——「石鹼・香水技術者組合」Vereingung der Seifensieder und Parfumeure (本部ヘルリン、登録組合) 一九二〇年 一九二二年と共三五〇名 (全部職員)、支部四。——「ドイツ醸造・麦芽製造技師長組合」Deutscher Braumeister- und Malzmeisterbund (本部ライプツヒヒ、登録組合) 一九二〇年一、八四九名。——「裁断師・婦人裁断師・婦人技師長組合」Verband der Zuschneider, Zuschneiderinnen und Direrctricen (本部ヘルリン、登録組合) 一九二〇年四、二三〇名、うち職員三、八三〇名 (うち婦人七五〇名)、支部九一。一九二二年四、一〇八名、うち職員三、六〇八名 (うち婦人八〇〇名)、支部九一。——「ドイツ染物師組合」Deutscher Färberverband (本部オーバーランゲンビーラヤ Oberlangendielau 登録組合) 一九二二年支部二六、他不詳。——「靴工業職長組合」Werkmeisterverband der Schuhindustrie (本部フランクフルト・アム・マイン) 一九二〇年二、九二〇名 (全部職員)、支部五八。一九二二年三、一七四名 (全部職員)、支部六八。——「ドイツ建築業職人頭・職長・坑夫頭組合」Polier-, Werk- und Schachtmeister-Bund für das Baugewerbe Deutschlands (本部フ라우ンシュヴァイク) 一九二〇年一〇、二〇〇名、うち職員一〇、〇〇〇名、支部

二八五。一九二二年一、八〇〇名、うち職員二、六〇〇名、支部三一八。——「ドイツ印刷職長組合」Deutscher Faktoren-Bund (本部ベルリン、登録組合)、一九二〇年二、六二二名 (全部職員)、支部七五。一九二二年三、〇八四名 (全部職員)、支部七五。——「ドイツ航海技術員全国組合」Reichsverband Deutscher Nautiker (本部ハンブルク)、一九二二年二一名 (全部職員)、支部二。——「ドイツ航海技術員組合」Verband Deutscher Nautiker (本部ハンブルク)、一九二二年三、〇〇〇名 (全部職員)。——「ドイツ船舶エンジニア・航海機関技師組合」Verband Deutscher Schiffingenieure und Seemaschinen (本部ハンブルク)、一九二二年三、五〇七名 (全部職員)。——「ドイツ航海船長組合連合」Verband Deutscher Seeschiffer-Vereine (本部ハンブルク)、一九二〇年一、八〇〇名 (全部職員)、支部八。一九二二年二、〇〇〇名 (全部職員)、支部九。——「ドイツ航海職員組合」Verband Deutscher Schiffsahrts-angestellter (本部ハンブルク)、一九二〇年二、一〇〇名 (全部職員)、うち婦人五二名、支部三。一九二二年二、八〇〇名 (全部職員)、うち婦人八六名、支部三。

以上、技術職員組合の小計は、一九二〇年組合員二八七、五三七名、うち職員二八五、四四八名 (うち婦人一、八〇二名)。一九二二年組合員三二八、七九〇名、うち職員三二八、〇九〇名 (うち婦人一、九三六名)。

(四) 事務員組合

「弁護士事務所・公証役場職員組合」Verband der Rechtsanwalts- und Notariatsangestellten (本部ライプツヒヒ)、一九二〇年二、四二三名 (全部職員)、うち婦人三、六二八名、支部一七九。一九二二年二、七六一名 (全部職員)、うち婦人三、九二二名、支部一八〇。——「全保険職員組合」Allgemeiner Verband der Versicherungsangestellten (本部ベルリン)、一九二〇年二、〇〇〇名 (全部職員)、うち婦人五、〇〇〇名、支部四〇。一九二二年三、〇〇〇名 (全部職員)、うち婦人七、〇〇〇名、支部四八。——「ドイツ保険職員組合」Verein Deutscher Versicherungsbeamten (本部ベルリン、登録組合)一九二〇年一、四〇一名、うち職員一、三九二名 (うち婦人二六名)、一九二二年

一、五七二名、うち職員一、五六三名(うち婦人二八名)。——「事務員全国組合」Reichsverband der Büroangestellten (本部ベルリン)、一九二〇年七、五〇〇名(全部職員)。一九二二年八、三二七名(全部職員)。——「ドイツ官庁・民間事務所職員職業組合」Berufsverband Deutscher Behörden- und Büroangestellten (本部ベルリン)、一九二二年一、〇三七名(全部職員)^(註)。

以上、事務員組合の小計は、一九二〇年組合員四一、三二四名、うち職員四一、三二五名(うち婦人八、六五四名)。一九二二年組合員五四、六九七名、うち職員五四、六八八名(うち婦人一〇、九五〇名)。

(五) 農業職員組合

「農業専門職員全国組合」Reichsverband land- und forstwirtschaftlicher Fach- und Körschaftsbeamten (本部ベルリン)、一九二二年一三、四〇〇名(全部職員)^(註)。——「農業職員組合」Verband land- und forstwirtschaftlicher Angestellter (本部ベルリン)、一九二〇年一五、〇〇〇名(全部職員)、うち婦人五〇名。一九二二年一三、五〇〇名(全部職員)、うち婦人二二〇名。——「家事・庭園・農業婦人職員・婦人専門教師全国組合」Reichsverband der Beamtinnen und Fachlehrerinnen in Haus, Garten und Landwirtschaft (本部ベルリン)、一九二二年七、〇〇〇名(全部職員)、うち婦人七〇〇名、支部四。——「ドイツ農場職員組合」Deutscher Gutsbeamtenschaft (本部ベルリン)、一九二〇年四、八〇〇名(全部職員)、うち婦人五〇名、支部八五。一九二二年八、二〇〇名(全部職員)、うち婦人一五〇名、支部一五一。——「民間山林職員組合」Verein für Privatforstbeamte (本部ヘーブスヴァルデ Eberswalde 登録組合)、一九二〇年四、一四三名、うち職員三、八五一名。一九二二年四、四四七名、うち職員四、〇三一名。——「ドイツ民間山林職員組合」Deutscher Privatforstbeamtenverein (本部ベルリン、登録組合)、一九二〇年一、六一〇名(全部職員)、支部二九。一九二二年一、〇四〇名(全部職員)、支部三三。——「ドイツ職業狩猟家組合」Verein Deutscher Berufsjäger (本部ヴェストファーレンのブルクシュタインフルト Burgsteinfurt 登録組合)、一九二〇年九三名(全部

職員)。一九二二年二〇二名 (全部職員)、支部二。——「酪農場・チーズ製造所職員全国組合」 Reichsverband der Molkerei- und Käseereiangestellten (本部ベルリン、登録組合)、一九二二年六、七二〇名 (全部職員)、うち婦人一六〇名、支部一六。——「ドイツ牧羊者組合全国連合」 Reichsbund Deutscher Schäfervereine (本部ベルリン)、一九二〇年二、二二五名 (全部職員)、支部四二。一九二二年三、四七五名 (全部職員)、支部四八。

以上、農業職員組合の小計は、一九二〇年組合員二七、八七一名、うち職員二七、五七九名 (うち婦人一〇〇名)。一九二二年組合員五二、六八四名、うち職員五二、二六八名 (うち婦人一、一三〇名)。

(カ) その他の職員組合

「被備大学卒歯科医師・専門学校卒歯科医師・婦人補助員組合」 Verband der angestellten Zahnärzte, Dentisten und Helferinnen (本部ベルリン)、一九二二年四〇〇名 (全部職員)、うち婦人一〇〇名。——「ドイツ専門学校卒歯科医師職業組合」 Berufsverband Deutscher Dentisten (本部ベルリン)、一九二二年二、九八四名 (全部職員)。——「全ドイツ家事婦人職員組合」 Allgemeiner Deutscher Hausbeamtenverein (本部マントン)、一九二〇年一九二一年ともに四、〇〇〇名 (全部職員)、うち婦人四、〇〇〇名、支部六。——「ドイツ婦人家庭教師・私教師全国組合」 Reichsverband Deutscher Haus- und Privatlehrerinnen (本部ベルリン)、一九二二年二、四八二名 (全部職員)。——「ドイツ婦人職員組合」 Deutscher Verband weiblicher Angestellten (本部ベルリン)、一九二二年四九二名 (全部職員)、うち婦人四九二名。——「ドイツ劇場従業員組合」 Genossenschaft Deutscher Bühnengehöriger (本部ベルリン)、一九二〇年一八、〇〇〇名 (全部職員)、うち婦人八、五〇〇名、支部三〇〇。一九二一年一七、〇〇〇名 (全部職員)、うち婦人八、〇〇〇名、支部三〇〇。——「ドイツ合唱団員・バレー組合」 Deutscher Chorsänger- und Ballettverband (本部マントン、登録組合)、一九二〇年四、七二七名 (全部職員)、うち婦人二、七八三名、支部一一〇。一九二二年四、六〇三名 (全部職員)、うち婦人二、七七八名、支部一二六。——「国際芸人組合」 Internationale Artis-

tenloge (本部ベルリン、登録組合)、一九二〇年一〇、〇〇〇名(全部職員)。一九二二年一〇、八三〇名(全部職員)、うち婦人三、九八六名。——「ドイツ音楽家組合」Deutscher Musiker-Verband (本部ベルリン)、一九二〇年四六、一九九名(全部職員)、うち婦人二、二四五名、支部四七〇。一九二二年三九、二一六名(全部職員)、うち婦人二、一一四名、支部四九五。

以上、その他の職員組合の小計は、一九二〇年組合員八二、九二六名(全部職員)、うち婦人一六、五二八名。一九二一年組合員八二、〇〇七名(全部職員)、うち婦人二〇、四一〇名。

以上、総計、一九二〇年組合員一、五七一、三三七名、うち職員一、五四三、三一〇名(うち婦人三七三、五九七名)。一九二二年組合員一、六七二、七九六名、うち職員一、六四二、九一三名(うち婦人三五二、二八九名)。

これは上記のように「ドイツ国統計年報」(一九二五年刊)に掲示されているもので、もちろん年報はドイツ民間職員組合の全部を記載しているわけではない。また、ここにはそれぞれの組合の政治的傾向は記されていない。こうした傾向別に、しかもワイマル共和制の第一期(一九一八年一月——一九二三年一月)における民間職員組合を列記したものを筆者はまだ見いだせないで、時期的には第二期(一九二三年二月——一九二九年末)にぞくするが、一九二九年一月刊の「公生活綱要」によって民間職員組合の傾向別の状況を見ておくことにしよう。ただ残念なことに、このリストでは組合員数が記されていないものもあり、記されていても統計年報のような詳細なものでない。なお、この「綱要」では分類にあたって「社会主義的」というような表現を使っていないが、便宜上、筆者はハルトフェールの用語を使っておく。

(一) 社会主義的民間職員組合

「全自由職員組合」Allgemeiner freier Angestelltenbund (Afa-Bund) を上部組織とする左記の一四組合。

- (1) 「職員中央連合」Zentralverband der Angestellten
- (2) 「技術職員組合」Bund der technischen Angestellten und Beamten (五六、〇〇〇名)

- (3) 「ドイツ職長組合」 Deutscher Werkmeisterverband (13117000名)
- (4) 「全ドイツ銀行職員組合」 Allgemeiner Verband der deutschen Bankangestellten (166833名)
- (5) 「ドイツ捲上機技術者組合」 Deutscher Fördermaschinen-Verband (117080名)
- (6) 「ドイツ建築業職人頭・職長・坑夫頭組合」 Polier-, Werk- und Schachtmeister-Bund für das Baugewerbe Deutschlands (166600名)
- (7) 「ドイツ劇場従業員組合」 Genossenschaft deutscher Bühnengehörigen (117901名)
- (8) 「ドイツ合唱団員・ソロー組合」 Deutscher Chorsänger- und Ballettverband (117500名)
- (9) 「国際芸人組合」 Internationale Artistenloge (147500名)
- (10) 「裁断師・婦人裁断師・婦人技師長組合」 Verband der Zuschneider, Zuschneiderinnen und Direktorinnen (117500名)
- (11) 「ドイツ船舶エンジニア組合」 Verband deutscher Schiffingenieure (147100名)
- (12) 「ドイツ商船航行・遠洋漁業船長・操舵士組合」 Verband Deutscher Kapitäne und Steuerleute der Handelschiffahrt und Hochseefischerei (117500名、本部メンバー)
- (13) 「靴工業職長組合」 Werkmeisterverband der Schuhindustrie (117500名)
- (14) 「ポルニツシュ・オーネーシマノーシ全自由職員組合」 AFA-Bund Polnisch-Oberschlesien (1173115名、本部カトヴィツェ Katowice)
- (15) キリスト教的民族的民間職員組合

「ドイツ職員労働組合総連合会」 Gesamtverband Deutscher Angestellten-Gewerkschaften を上部組織とする左記の二組合。

- (1) 「ドイツ国民商店員組合」 Deutschnationaler Handlungsgehilfen-Verband (1913/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
- (2) 「婦人商業・事務職員組合」 Verband der weiblichen Handels- und Bureauangestellten (1914/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
名、本部ヘルリン)
- (3) 「ドイツ職長同盟」 Deutscher Werkmeister-Bund (1916/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
- (4) 「ドイツ技術員組合」 Verband Deutscher Techniker (1917/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
本部ハンヤン)
- (5) 「ドイツ農場・山林職員全国組合」 Reichsverband deutscher Guts- und Forstbeamten (1917/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
本部ヘルリン)
- (6) 「私有鉄道従業員専門組合 (職員グループ) Fachverband der Privateisenbahner (Angestelltengruppe) (1917/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
本部ヘルリン)
- (7) 「技術・自然科学職大学職員組合」 Bund angestellter Akademiker technisch-naturwissenschaftlicher Berufe (1918/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
本部ヘルリン)
- (8) 「事務員全国組合」 Reichsverband der Bureauangestellten und -Beamtinnen (本部ヘルリン)
- (9) 「酪農場・チーズ製造所職員全国組合」 Reichsverband der Molkerei- und Käseangestellten
- (10) 「ドイツ専門学校卒業歯科医師職業組合」 Berufsverband Deutscher Dentisten (1919/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
- (11) 「ドイツ職業音楽家全国組合」 Reichsverband deutscher Berufsmusiker (1917/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100)
本部ヘルリン)

(三) 自由主義的民族的民間職員組合

ヒルシュ・ドワンカー派の「職員労働組合」Gewerkschaftsbund der Angestellten (G. D. A.) (1900/01/02/03/04/05/06/07/08/09/10/11/12/13/14/15/16/17/18/19/20/21/22/23/24/25/26/27/28/29/30/31/32/33/34/35/36/37/38/39/40/41/42/43/44/45/46/47/48/49/50/51/52/53/54/55/56/57/58/59/60/61/62/63/64/65/66/67/68/69/70/71/72/73/74/75/76/77/78/79/80/81/82/83/84/85/86/87/88/89/90/91/92/93/94/95/96/97/98/99/100) を上部組織とする。この上部組織は約1万5000の地方グループ (Ortsgruppe) を持つ。また、この上部組織の内部で、
ドイツの全国職業グループ (Reichsberufsgemeinschaft) を持つ全国専門グループ (Reichfachgruppe) を持つ。

- (1) 「ドイツ薬剤師組合」Verband deutscher Apotheker
- (2) 「弁護士事務所・公証役場職員全国専門グループ」Reichsfachgruppe der Rechtsanwalts- und Notariatsangestellten
- (3) 「保険業全国専門グループ」Reichsfachgruppe Versicherungsgewerbe
- (4) 「銀行職員全国グループ」Reichsgruppe Bankangestellte
- (5) 「技術職員全国職業グループ」Reichsberufsgruppe der technischen Angestellten
- (6) 「化学工業全国専門グループ」Reichsfachgruppe chemische Industrie
- (7) 「飲料業全国専門グループ」Reichsfachgruppe Getränkegewerbe
- (8) 「興信所全国専門グループ」Reichsfachgruppe Auskunfteien
- (9) 「出張店員・通商代理人全国組合」Reichsvereinigung der Reisenden und Handelsvertreter
- (10) 「カリ鋳業全国専門グループ」Reichsfachgruppe Kalbergbau
- (11) 「航洋船ドック全国専門グループ」Reichsfachgruppe Seeschiffswerten
- (12) 「建築業全国専門グループ」Reichsfachgruppe Baugewerbe
- (13) 「砂糖工業職員組合」Angestelltenbund der Zuckerindustrie

ハルトフィールのドイツ労働組合三分類法を「公生活綱要」(一九二九年刊)にあてはめると右記のようになる。しかし、「公生活綱要」には、ハルトフィールの三分類のいずれにも所属しない民間職員組合もあげられている。たとえば「ドイツ職員職業組合全国連合」Reichsbund Deutscher Angestellten-Berufsverbände がその一つである。これは「工場共同体組合全国委員会」Reichsausschuss werksgemeinschaftlicher Verbände を上部組織としている。この委員会は本部をベルリンにおくもので、加盟全組合員数はあげられていないが、事業所単位の組合組織主義をとっているの

で労使協調主義の立場であらう。「ドイツ職員職業組合全国連合」の本部はベルリンにあり、機関誌として「ドイツの職員」(Der Deutsche Angestellte) を発行している。左記の組合がこの全国連合に加盟しているところ。

- (1) 「ドイツ銀行職員職業組合」Berufsverband Deutscher Bankbeamten
- (2) 「ドイツ職長職業組合」Berufsverband Deutscher Werkmeister
- (3) 「旅館業ホテル職員・支配人・販売員全国組合」Reichsbund der Hotelbeamten, Geschäftsführer und kaufmännischer Angestellten im Gastwirtsgerwerbe.

(4) 「ドイツ婦人家庭教師・私教師全国組合」Reichsverband Deutscher Haus- und Privatlehrerinnen
 しかし「ドイツ職員職業組合全国連合」は多岐に引用した一九二五年刊の「ドイツ国統計年報」にも出ていて、一九二二年の組合員数は一六、七六三名となっている。この統計年報によると、全国連合に加盟しているのはつぎの七組合であって、その点「公生活綱要」の記載ともなっている。(組合員数は一九二二年末のもの)

- (1) 「ドイツ銀行職員職業組合」Berufsverband Deutscher Bankbeamten (四、七二二名)
- (2) 「ドイツ官庁・事務所職員職業組合」Berufsverband Deutscher Behörden- und Büroangestellten (一、〇三七名)
- (3) 「ドイツ専門学校卒業歯科医師職業組合」Berufsverband Deutscher Dentisten (一、九八四名)
- (4) 「ドイツ商店員職業組合」Berufsverband Deutscher Kaufmannsgehilfen (三、四一七名)
- (5) 「ドイツ技術者職業組合」Berufsverband Deutscher Techniker (一、八一四名)
- (6) 「ドイツ婦人職員組合」Deutscher Verband weiblicher Angestellten (四九二名)
- (7) 「ドイツ職長職業組合」Berufsverband Deutscher Werkmeister (一、二一九七名⁸²⁾)

一九一八年末からのドイツ民間職員組合の動向については、まだ不明な点も多いが、できるかぎり具体的に見てゆく必

った。

(59) 原註によると、この組合は一九二二年ごろ、*Deutschnationaler Handlungsgeliffen-Verband* に入り、その *Fachgruppe Buchhandel* (書籍販売専門グループ) となった。

(60) 原註によると、この組合は G. D. A. と連合関係にあるのちにそれに加盟した。

(61) 原註によると、一九二〇年の組合員数は正組合員 (*ordentliche Mitglieder*) の数で、このほかに七、三五一名の準組合員 (*Hospitant*) と八五三名の権利休止組合員 (*mit ruhenden Rechten*) がある。一九二二年の組合員数も同じように正組合員数で、このほかに六、七二七名の準組合員がある。

(62) 官庁 (*Behörde*) が入っているとすれば、この組合には公

務員もふくまれていることとなる。社会主義系の「職員中央

連合」にも公務員がふくまれていたことは「全ドイツ労働組合同盟」の機関紙(週刊)が書いている。Korrespondenzblatt des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes, 30. Jahrg. S. 380f. (den 17. Juli 1920)

(63) *Körerschaft* の意味不詳。

(64) 史淵九七輯二一ページの *Genossenschaft deutscher Bühnenangehörigen* と同じ組合であろう。

(65) *Handbuch des öffentlichen Lebens*. Herausgegeben von Maximilian Müller-Jabusch. (Verlag von K. F. Koehler, Leipzig, 1923) SS. 459-464.

(69) *Statistisches Jahrbuch 1924/25*, S. 404.

追記 史淵第百輯の拙稿(二五二—二五二ページ)の一九二一年から一九二〇年にいたるドイツ職員組合の組合員およびそのうちの独立経営者数は、註(29)で記したようにハルトフィールによって書いた。ハルトフィールは「ドイツ職業団体年報」の一九三〇年版によったという。私はまだこの一九三〇年版を見ていないので、三〇年版ではこうなっているかも知れない。しかし一九二七年版を見ると、数字が一年ずつズレている。つまりハルトフィールが一九二一年の組合員総数としてあげている七八五、四七一名は、一九二七年版では一九二〇年の組合員総数であり、ハルトフィールが一九二二年にあげている組合員総数は一九二一年の数であるといったぐあいに、以下一年ずつズレている。そこで一九二七年版による数を左にかかしておく。(一九二七年版では、ハルトフィールのような独立経営者数とパーセンテージでなく、組合員総数とそのうちの職員数、さらにそのうちの婦人数が示されているので、そのままに記す。)

ついでに一九二五年まで掲出する。

年	組合員総数	うち職員	職員のうちの婦人
一九一〇	七八五、四七一	六八一、七〇四	六〇、三七六
一九一一	八三〇、八七〇	七三九、二九一	七〇、七八九
一九一二	九〇七、三八三	七八八、九一一	七一、五二二
一九一三	九四一、三四三	八三〇、四四一	七三、一一八
一九一四	六九三、五七二	五七六、三七一	七〇、七八九
一九一五	五三一、六〇九	四七〇、二八五	八二、二〇〇
一九一六	四四四、三八四	三九一、四六八	八八、五三七
一九一七	四二五、二九八	三七六、三八二	一〇五、〇八七
一九一八	八七一、七九一	八〇二、九六五	一五九、〇七三
一九一九	一、四三六、七八〇	一、四〇〇、五六八	三四二、〇二六
一九二〇	一、五七一、三三七	一、五四三、三一〇	三七三、五九七
一九二一	一、六七一、七九六	一、六四二、九一三	三五一、二八九
一九二二	一、五八八、二九五	一、五三〇、一〇三	三六八、三〇四
一九二三	一、五二二、〇六七	一、四五八、八六五	三四八、一九九
一九二四	一、三七八、二一五	一、三一一、五七七	二六一、二九八
一九二五	一、四一七、〇〇七	一、三五七、四二八	二四八、〇〇六

なお「ドイツ職業団体年報」一九二七年版には、一九二五年までの職種別組合員とそのなかの婦人数が出ているので

一九一七年以降を記しておく。

(一) 混合職種職員組合

年 組合員

うち婦人

一九一七		
一九一八		
一九一九	五、二八二	二〇〇
一九二〇	一〇、〇〇〇	一五〇
一九二一	二九八、〇六八	五四、〇一五
一九二二	二九〇、九七五	七二、二二〇
一九二三	二八三、一〇五	七五、九三〇
一九二四	二七一、一八一	六二、九三三
一九二五	三二八、〇一三	六一、八四〇

(二) 商業職員組合

年 組合員

うち婦人

一九一七	二一四、八五七	九六、三七五
一九一八	五八一、五四六	一三七、三九一
一九一九	一、〇四六、九三一	三二五、二五六
一九二〇	一、〇九六、〇四二	三四六、三六三
一九二一	八二七、七九二	二六二、八四八

一九二二	八四八、二二〇	二七三、六四五
一九二三	八〇〇、三八〇	二五三、六九九
一九二四	六一六、八五〇	一六〇、二八〇
一九二五	六〇〇、八三五	一四六、六九九

(三) 技術職員組合

年	組合員	うち婦人
---	-----	------

一九二七	八一、四四六	三七
一九二八	一一一、二四〇	—
一九二九	二四八、〇三六	一、八六六
一九三〇	二八五、四四八	一、八〇二
一九三一	三二八、〇九〇	一、九三六
一九三二	二九七、五八七	二、〇七九
一九三三	三〇四、四九九	二、〇八二
一九三四	二九八、一二三	一、九六三
一九三五	二九七、三三四	一、〇六三

(四) 事務員組合

年	組合員	うち婦人
---	-----	------

一九二七	一九、〇〇三	三、一六四
一九二八	二八、五三一	一〇、三五九

第一次大戦前後のドイツにおける「新中間層」と労働運動 (三) (小林)

年

組合員

うち婦人

一九一九	一四、六六三	三、四七九
一九二〇	四一、三一五	八、六五四
一九二一	五四、六八八	一〇、九五〇
一九二二	二九、六〇一	八、八八〇
一九二三	一九、二八〇	七、七八〇
一九二四	二〇、二五七	五、〇二〇
一九二五	一八、九一四	五、六〇〇

(四) 農業職員組合

年

組合員

うち婦人

一九二七	七、二六四	—
一九二八	三、一三八	二五
一九二九	一九、四一四	四五〇
一九三〇	二七、五七九	一〇〇
一九三一	五二、二六八	一、一三〇
一九三二	一二、〇〇一	六
一九三三	一一、七九三	五
一九三四	二九、〇三九	一、五七九
一九三五	二九、九八八	一、五八九

(六) その他の職員職合

年	組合員	うち婦人
一九二七	五三、八一四	五、五一一
一九一八	七八、五一〇	一一、二九八
一九一九	六六、二四二	一〇、七七五
一九二〇	八二、九二六	一六、五二八
一九二一	八二、〇〇七	二〇、四一〇
一九二二	五一、七〇九	一一、四七四
一九二三	三九、八〇八	一〇、七〇三
一九二四	五三、五〇七	一〇、七八七
一九二五	五九、三九六	一一、二六六

以上のほかに看護・福祉の職業団体 (Berufsverbände der Kranken- und Wohlfahrtspflege) が一九二四年以降、新たに掲出されている。

年	組合員	うち婦人
一九二四	二二、六二〇	一八、七三六
一九二五	二二、九四八	一八、九四九